

国際会計基準の導入に対応する個別会計基準の再編

— 確定決算主義の維持を前提として —

Reorganization of Accounting Standards for Individual Entity Coping with Adoption of IFRS

— Premising to Maintain “The Policy of Authorized Settlement Accounts” —

畑 山 紀

要 旨

- ・我が国では、上場会社の連結財務諸表に対する IFRS（国際会計基準）の任意適用制度が 2010 年 3 月期の年度から発足した。そして、2015 年又は 2016 年に強制適用制度へ移行することが既定の事実であるかのように一般に受け止められている。
- ・IFRS へのコンバージェンス（収斂）による企業会計基準の変質（時価主義化など）は、企業会計と税務会計との連結環としての役割を担ってきた確定決算主義の存廃論議を呼び起こしている。
- ・企業会計基準の変質を契機として、会計基準の空白地帯とでも言うべき中小会社、とりわけ小会社の会計を律するため、真に機能する中小会社向けの会計基準（指針）を策定することが現実の課題となるに至った。
- ・確定決算主義の維持を主張する立場からは、原価・実現アプローチを採用する企業会計原則の再生を図るとともに、3つの会社規模別個別会計基準（指針）を策定することが望まれる。

目 次

はじめに

- I 我が国における会計基準国際化の現段階
- II 確定決算主義の意義・機能とその維持・廃止等をめぐる議論
- III 新個別会計基準（指針）の策定に関する2つの報告書
- IV 3つの会社規模別個別会計基準（指針）に関する基本構想

おわりに

はじめに

本稿では、我が国における会計基準国際化の現状を踏まえたうえで、IFRS（国際会計基準）へのコンバージェンス（収斂）による企業会計基準の変質を契機として生じた確定決算主義の存廃論議に着目するとともに、最近、公表された2つの報告書——「非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書」及び「中小企業の会計に関する研究会 中間報告書」

——について検討し、企業会計と税務会計との連結環としての役割を担ってきた確定決算主義の維持を主張する立場から、我が国の制度会計における会計基準のあり方に関する見解と、3つの会社規模別個別会計基準（指針）に関する基本構想を試論として提示する。

I 我が国における会計基準国際化の現段階

1 全世界的トレンドとしてのIFRSの採用

欧州連合(EU)では、2005年から域内の上場企業に対して連結財務諸表の作成に国際会計基準(IFRS及びIAS)を統一基準として適用することが義務付けられており、いまや110カ国以上がIFRSをアドプション(採用)していると伝えられている。

アメリカでは、2008年11月に証券取引委員会(SEC)が、一定の要件を満たす企業に対して2010年初以降に提出する連結財務諸表の作成へのIFRS適用を容認するとともに、2014年から段階的に、連

結財務諸表を提出する全上場企業に IFRS の適用を義務付けることの是非について、2011 年までに決定する旨の案(ロードマップ案)を提示した⁽¹⁾。アメリカも IFRS の採用を決めれば、先進国の中で日本だけが IFRS を受け入れない国として孤立することになる、という危機的な事態を予想しない訳にはいかなかった。

「仮に米国も IFRS を採用するのであれば、IFRS は文字どおり『グローバル・スタンダード』となる。グローバルな基準を受け入れない市場には、グローバルになるチャンスは与えられなくなる惧れがある。東京市場の国際的な地位の維持確保は、政策当局にとって最重要の政策目標の 1 つであることは論を待たない。されば進むよりほかはあるまい。求めて得ざるということはないであろうから」⁽²⁾との指摘はもっともである。

2 アメリカより先行した我が国の IFRS 採用ロードマップの策定

このような IFRS の採用をめぐる全世界的トレンドに対応するため、金融庁は、2009 年 6 月 30 日、企業会計審議会企画調整部会が取りまとめた「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」(以下「中間報告」という)を同審議会の報告とすることの決議を経て公表した。この「中間報告」は、同年 2 月 4 日に公表された原案に若干の修正を加えたものであり、我が国会計基準の IFRS への収斂を継続させることの必要性を強調した上で、IFRS の採用に向けた基本的考え方と課題を明らかにするとともに、IFRS の任意適用に関する制度の骨格と将来的な強制適用に関する検討内容を明らかにし、併せて次のような IFRS の任意適用と強制適用についてのロードマップを提示した(13, 15 頁)。

- ① 2010 年 3 月期の年度から、国際的な財務・事業活動を行っている特定の上場企業の連結財務諸表に任意適用を認めることが考えられる。
- ② 強制適用の判断時期は、2012 年を目途とすることが考えられる(2012 年に判断する場合には、2015 年または 2016 年に適用開始となる)。

ところで、我が国における IFRS 採用への方向付けに決定的な影響を与えたと見られるアメリカ SEC のロードマップ案は、上記の「中間報告」が公表された時点で未承認の状態にあった。IFRS 採用のロードマップの策定は、日本がアメリカに先行する結果となったのである。

3 IFRS 強制適用に向けた対応の日米間の落差

2010 年 2 月 24 日、アメリカ SEC が、グローバルな会計基準の検討状況に関する委員会声明を公表したことで、事態が急変した。SEC は、この声明で、ロードマップ案にあった 2009 年 12 月からの IFRS 早期適用のオプションを撤回し、強制適用開始可能時期を 2014 年から 2015 年に延期するとともに、次のような承認事項を示した⁽³⁾。

- ① 単一の高品質でグローバルな会計基準をサポートすること、IFRS がそのグローバル・スタンダードの会計基準に最も近いこと。
- ② 米国発行体に IFRS への移行を要求するか否かを決定する前に、SEC スタッフに対してワークプランを遂行するよう指示したこと。このワークプランには、業界規制、税、配当規制、監査基準等会計をとりまく制度への影響分析、内部統制、コーポレートガバナンス等社内体制への影響分析や小規模企業への影響分析が含まれている。
- ③ 移行を要求するか否かの決定は 2011 年に行う予定であること。
- ④ ワークプランの遂行およびコンバージェンスに対する取組みの完了により、詳細な情報を得たうえでの強制適用の意思決定を行なうことができるであろうこと。

かくして、アメリカにおける国内上場企業への IFRS 強制適用の可否は、SEC のワークプラン遂行の結果次第ということになった。我が国では、マスコミ界の扱いを見る限り IFRS の強制適用が既定路線に乗っているようであるが、ロードマップどおりに推移する保証はない。SEC が 2011 年に IFRS の強制適用を決定しなかつた場合であっても、企業会計審議会(金融庁)は 2012 年に IFRS の強制適用を決定する、というシナリオはあり得るのであろうか。

我が国では、SEC のワークプランに相当する何らかの取組みが行われたのであろうか。IFRS の任意適用制度化のための省令改正案が公表された直後の 2009 年 7 月 13 日に開催されたとあるセミナーで、金融庁の担当課長が「今既に確定している国際会計基準はそのまま丸ごと採用する」と述べ、カーブアウト(基準の一部除外)はしないことを明言した」と伝えられた⁽⁴⁾。だが、IFRS のカーブアウトに関して、企業会計審議会等で検討されたという話は、寡聞にして知らない。

4 我が国における IFRS 任意適用の制度化

(1) 連結財務諸表規則等の改正

金融庁は、2010年3月期の年度から特定の上場企業の連結財務諸表にIFRSの任意適用を認める制度の発足に向けて、2009年12月11日付で「連結財務諸表規則等の一部を改正する内閣府令」を公布するとともに、金融庁告示及び関係する事務ガイドラインを公表した。改正連結財務諸表規則で新たに定められた事項は、以下のとおりである。

- ① 指定国際会計基準を適用することができる会社（特定会社）の範囲
- ② 適用となる指定国際会計基準の内容等
 - i) 設定団体の要件
 - ii) 指定国際会計基準の指定手続き
 - iii) 連結財務諸表の定義の拡張
- ③ 任意適用時の並行開示

指定国際会計基準で連結財務諸表を作成することができる特定会社の資格要件が厳しいためか、任意適用制度が発足した2010年度において同制度を利用した企業は、1社に留まった⁽⁵⁾。

(2) 会社計算規則の改正

2009年12月11日、上記の連結財務諸表規則等の改正に連動する形で、会社計算規則の一部を改正する省令が公布・施行された。この改正の結果、連結財務諸表規則によって指定国際会計基準に基づき連結財務諸表を作成することが許容される株式会社は、連結計算書類についても指定国際会計基準に従って作成することが許容されることとなった。

II 確定決算主義の意義・機能とその維持・廃止等をめぐる議論

1 確定決算主義の意義

我が国の法人税法における「確定決算主義」（確定決算基準又は確定決算基準の原則とも称されている）は、次の2つの要請*1)を内容とするものと解される⁽⁶⁾。

- ① 法人の確定した決算*2)を「基礎」として課税所得等の計算と申告を行わなければならないという要請
- ② 内部取引等に関する特定の事項につき、損金経理等による確定した決算における費用又は収益・費用の計上額を「基準」として課税所得の計算を行わなければならないという要請

*1) 通説によれば、確定決算主義の要請内容は3つとされており、上記の他に、「収益

の額及び原価・費用・損失の額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（略称：公正処理基準）に従って計算するものとする」（同法2条4項）という要請が挙げられている。しかし、この要請は確定決算の前後に関係なく、課税所得計算の全過程で働く。たとえば、確定決算で採用した公正処理基準に反する経理を申告段階で公正処理基準に即した経理に変えることができるので、確定決算を「基礎」又は「基準」とした課税所得の計算とは関係のない要請と言えるのである。

*2) 「確定した決算」とは、会社法その他の団体法が定める手続きにより、株主総会の承認その他これに準ずる機関の承認を受けた決算をいうものと解されている。

①の要請は、「狭義の確定決算主義」と称されることもあり、法人税法74条1項で規定されている。②の要請は、「確定決算基準の原則」と称されることもあり、法人税法における課税所得計算の別段の定めの中で規定されている。

②の要請は、具体的には、法人に選択適用又は自由裁量の余地が与えられている次のような特定の事項につき、費用の損金算入又は収益・費用の益金算入・損金算入の条件として、確定決算においてそれぞれ次のような特定の経理を行うことを求めるものである。

- ① 内部取引に属する減価償却資産の償却、繰延資産の償却、資産の評価切り下げ、引当金・準備金の設定などに適用する「損金経理」*3)、少額減価償却資産の供用時費用化に適用する「損金経理」

*3) 「損金経理」とは、確定した決算において費用又は損失として経理することをいう（法法2⑤）。

- ② 長期割賦販売等に係る収益・費用の計上に延払基準を適用した場合の同基準の方法による経理、長期大規模工事以外の長期工事に係る収益・費用の計上に工事進行基準を適用した場合の同基準の方法による経理

損金経理をはじめとする確定決算で採用した特定の経理は、税法の強行規定に反する経理又は事実上反する経理でない限り、法人の最終的な意思決定を反映したものとされ、課税所得計算に織り込まれることとなる。たとえば、確定決算で一旦、償却限度額に満たない償却費を計上した場合には、その償却

限度額と償却費額との差額（償却不足額）を申告調整によって損金に算入することは、認められないのである。

2 確定決算主義の機能

日本税理士会連合会の税制審議会は、確定決算主義（確定決算基準）の機能について、「財務諸表を単一化するという『便宜性』、減価償却など法人の内部取引の処理の確認が容易になり、申告調整による課税所得の減額を防止できるという課税の『安定性』及び企業利益と課税所得を有機的に結びつけることによる申告の『真实性』の確保にあるといわれている。」⁷⁾と一般論で説明している。この説明に異論はないが、確定決算主義には、株式会社の場合について言えば、次の機能をも認める必要があると考える。

- ① 会社法上の会計規制に基づいて計算された当期純利益の分配可能利益としての基本的な性格を課税所得に継承させることができる。
- ② 課税所得の中核部分を構成する当期純利益に対しての会社法上のモニタリング（会計監査人設置会社における会計監査、会計参与設置会社における会計参与の関与、計算書類の株主総会における承認・公告等による開示、会計帳簿の閲覧など）によって、課税所得計算に対するモニタリングのコストを節約することができる。

3 確定決算主義の維持・廃止等をめぐる議論

前述のとおり、近年、企業会計と税務会計との開差は、「法人税改革」における企業会計との調整を無視した税務会計規定の改正、さらに税務会計側にとって対応困難な領域での会計基準の国際的収斂によって拡大してきた。ただし、この間、国際的収斂に対応する税務会計規定の改正も行われてきたので、開差の拡大回避という側面も見られた。

ともあれ、企業会計と税務会計との開差の拡大は、確定決算主義の機能を低下させる。申告調整の件数・金額の増大を招き、税効果会計の負担を重くするからである。「確定決算主義の危機」が叫ばれる所以である。この危機感は、両者間の開差を一層拡大させる要因を内包する今後の収斂プロジェクトによって増幅されている。このような問題状況のもとで展開されてきた確定決算主義の維持・廃止等をめぐる議論の一端を以下に紹介する。

(1) 日本税理士会連合会・税制審議会の確定決算基準維持論

「企業会計と法人税制が著しく乖離した場合には、確定決算基準は事実上形骸化し、その維持が困難に

なることも予測される。したがって、将来的には確定決算基準の廃止を検討すべきであるという意見もあるが、現状の企業の実務を考慮すれば、当面は確定決算基準を維持することが適当である。」⁸⁾

(2) 日本経済団体連合会の損金経理要件緩和論

「今後とも、わが国の個別会計基準においては、企業会計、会社法、法人税法が関連しつつ見直し作業が続けられていくと考えられる。各々の目的に合致した調整が可能となるよう、法人税法では損金経理要件をより緩和して、申告調整の幅を広げていくこと、会社法では分配可能額算定の基礎として妥当か否かなどを適宜判断していくこと、などが必要となるだろう。」⁹⁾

(3) 斎藤真哉教授の損金経理要件廃止論

「確定した決算の会計数値を用いて税務申告書を作成するシステム（狭義の確定決算主義）や税法に規定のない場合には公正な会計処理に依存すること（公正処理基準）は維持しつつ、会計上の弊害の可能性のある損金経理の要件を廃止することが社会的コスト削減の観点から合理的であると考えられる。」¹⁰⁾

(4) 中田信正教授の財務会計・税務会計分離、損金経理要件解消論

「財務会計と税務会計との調整も、適正な財務会計情報の開示と、租税政策を反映した適法な課税所得・税額の申告という、2つの目的が達成できる仕組みが構築される必要がある。そのためには、財務会計と税務会計を分離して、損金経理要件を解消して、全面的な申告調整方式をとることが望ましいといえよう。」¹¹⁾

III 新個別会計基準（指針）の策定に関する2つの報告書

財団法人・財務会計基準機構等により組織されたIFRS対応会議の2010年1月22日付け提言に基づき、日本商工会議所・日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本経済団体連合会・企業会計基準委員会が中心となって編成された「非上場会社の会計基準に関する懇談会」（座長：安藤英義教授、以下「懇談会」という）は、同年8月30日に「報告書」を公表した。

また、中小企業庁が同年2月15日に立ち上げた「中小企業の会計に関する研究会」（座長：江頭憲治郎教授、以下「研究会」という）は、同年9月17日に「中間報告書」を公表した。

以下において、それぞれの報告書における提言のポイントを紹介するとともに、両報告書の提言内容

に関わる問題点について検討することとする。

1 2つの報告書における提言のポイント

(1) 「懇談会」の提言のポイント

「懇談会」は、非上場会社に適用する会計基準又は会計指針の違いに応じた会社の区分に関する次の2つの案の検討を行った(16頁)。

〔第一案〕

- A) 金融商品取引法の対象となる非上場会社
- B) 金融商品取引法適用会社以外の会社法上の大会社
- C) 会計参与設置会社等
- D) その他の中小企業

〔第二案〕

- A) 金融商品取引法の対象となる非上場会社
- B) 金融商品取引法適用会社以外の会社法上の大会社
- C) その他の中小企業

「金融商品取引法の対象となる非上場会社」に対して上場会社に用いられる会計基準を基本的には適用することに特段の異論はなかった(16頁)。

「金融商品取引法適用会社以外の会社法上の大会社」については、今後、上場会社に用いられる会計基準を基礎に、一定の会計処理および開示の簡素化を検討していくことが適当である(16頁)。

「会社法上の大会社以外の会社」については、活発な議論が行われたが、意見は大きく次のように2つ

に集約することができる(17頁)。

① 会計参与設置会社等を対象にした現在の中小指針の他に、中小企業を対象にした会計基準、指針を別に設定すべきという意見

② 現在の中小指針を見直すことで対応できるという意見

検討の結果、基本的なスタンスとしては、中小企業の活性化、ひいては日本経済の成長に資するという観点から、作成を行うこととする(17頁)。

具体的な対応としては、「会社法上の大会社以外の会社」について一定の区分を設け、その区分に該当するものについては、中小指針とは別に新たな会計指針を作成することとする。「一定の区分」の区分方法については、会社の属性(同族会社、法定監査対象外の会社、会計参与の設置を当面予定していない会社、資金調達の種類、財務諸表の開示先等。将来上場を目指す企業は対象外とする。)、会社の行っている取引の内容の複雑性(外貨建の取引、デリバティブ等)、会社規模(売上高、総資産、資本金、従業員数等)という複数の意見が出されており、具体的には新たな会計指針を作成する際に、その名称と併せ関係者にて検討することとする(18頁)。

「新たに作成する会計指針の内容」と「現在の中小指針の見直しの内容」は、次のとおりとする(18頁)。

〔新たに作成する会計指針の内容〕

- ・ 中小企業の実態に即し、中小企業の経営者に容易に理解されるものとする。
- ・ 国際基準の影響を受けないものとする。

会社の分類と適用される会計基準			
区分	会社数	連結	単体
上場会社	約3,900社	国際会計基準の任意適用 日本基準	日本基準
①金商法開示企業 (上場会社以外)	約1,000社	連結先行で コンバージェンス	日本基準
②会社法大会社 (上場会社及び①以外) (資本金5億円、又は、 負債総額200億円以上)	約10,000社 から上場会社、① に含まれるもの 数を除く		日本基準 簡略化
③上記以外の株式会社 (上場会社、①及び②以外)	約260万社 から上場会社、①、 ②に含まれるもの 数を除く	作成義務なし	中小指針 新たな区分の指針(仮称)

出所：「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」20頁の表2

- ・法人税法に従った処理に配慮するとともに、会社法 431 条に定める「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当するよう留意する。
- ・新たに設ける会計指針の作成主体は、中小企業庁の研究会の動向も踏まえて、今回の報告書公表後、関係者にて検討する。

〔現在の中小指針の見直しの内容〕

- ・平易な表現に改める等、企業経営者等にとっても利用しやすいものとする。
- ・会計参与が拠るべきものとして一定の水準を引き続き確保するものとする。
- ・会社法上の大会社以外の会社すべてを新たに設ける会計指針と現在の中小指針でカバーするために、現在の中小指針を適用する会社群については、中小指針の見直しの時に、新たに設ける会計指針の適用される範囲と整合のとれるものとする。

(2) 「研究会」の提言のポイント

〔検討対象の範囲〕

「研究会」は、上場企業等とは異なる中小企業の特性に着目して、その会計処理のあり方を検討するとのスタンスで、次の会社を検討対象から除外した(23・24頁)。

- ① 金融商品取引法の規制の適用対象会社、会社法上の法定監査対象会社といった既に拠るべき会計基準が存在するもの
- ② 既に、中小指針に拠るべきこととされており、非上場会社の経理体制を十分に補完することが想定されている会計参与設置会社
- ③ 資金調達先、利害関係者の範囲等が中小企業の属性と異なるベンチャー企業のような上場を目指す会社

〔基本方針〕

「中小企業の実態に即した会計処理のあり方を示すものを新たに取りまとめるべきとする中小企業関係者の総意としての強い要請は、重く受け止めるべきものである」との認識に基づき、新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるにあたっての基本方針は、次のとおりとする(34・35頁)。

- ① 中小企業が会計実務の中で慣習として行っている会計処理(法人税法・企業会計原則に基づくものを含む)のうち、会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と言えるものを整理する。
- ② 企業の実態に応じた会計処理を選択できる幅のあるもの(企業会計基準や中小指針の適用も

当然に認められるもの)とする。

- ③ 中小企業の経営者が理解できるよう、できる限り専門用語や難解な書きぶりを避け、簡潔かつ平易で分かりやすく書かれたものとする。
- ④ 記帳についても、重要な構成要素として取り入れたものとする。

新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものは、その改定作業は数年に一度にとどめ、安定的なものとするべきである。また、今後、コンバージェンスが進むことが見込まれる企業会計基準とは、一線を画して、取りまとめ及び改定作業を行うべきである。すなわち、まずは、IFRS へのコンバージェンスを行った企業会計基準で行われる会計処理が、国内制度として安定的に運用されているか、中小企業が行う会計慣行として定着しているか、中小企業が行う会計慣行として妥当なものかを見極めることが必要である(36頁)。

〔取りまとめの手続〕

新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものは、中小指針と同様に、中小企業が準拠するかどうかは任意となるため、中小企業の自発的な活用が不可欠である。このため、その取りまとめにあたっては、中小企業関係者の総意として行われるという手続きを可能な限り担保することが必要である(37頁)。

〔取りまとめのアプローチ〕

企業会計基準をベースに、それを簡素化するアプローチ(トップダウン・アプローチ)ではなく、対象とする中小企業の属性を検討し、取得原価主義、企業会計原則等を踏まえつつ、積み上げ方式で策定するアプローチ(ボトムアップ・アプローチ)を採るべきである(37頁)。

〔取りまとめのプロセス〕

策定主体については、(中略)可能な限り広く関係者の合意が得られるものとするのが望ましいと考えられることを考慮し、中小企業関係者等が中心となって取りまとめ、その過程で、関係官庁(中小企業庁等)が事務局となって議論の調整役等を担うこととするべきである(38頁)。

〔取りまとめ後の普及促進〕

中小企業庁、法務省、金融庁などの関係官庁、中小企業団体や金融機関などの中小企業関係者、税理士や公認会計士といった中小企業会計の専門家やそれらの団体が協力して、中小企業の指導、教育、普及等に努めることとするべきである(38頁)。

2 2つの報告書の提言内容に関わる問題点

(1) 会計基準か会計指針か

「懇談会」は、その役割から当然に非上場会社全体の会計基準を取り上げたが、主たる検討の対象を「会社法上の大会社以外の会社」、すなわち中小会社にしほり、現在の中小指針とは別に中小企業の実態に即した「新たな区分の会計指針」を設けることを提言した。

「研究会」は、その役割から当然に中小企業の会計基準のあり方を検討課題とし、現在の中小指針に拠れない中小企業に適合的な「新たな会計処理のあり方を示すもの」の取りまとめを提言した。

「懇談会」は、現行の中小指針と同様、シングル・スタンダードの考え方に基づき企業会計基準ベースの「新たな会計指針」(孫指針)の設定を提言したものと解されるが、新会計指針に対するIFRSの影響を排除するには、多数の適用除外規定を置かなければなくなると考えられるので、その複雑化は避けられないのではないかと懸念される。また、「指針」である限り、ベースにある企業会計基準との関係を無視することができないので、現行の中小指針と同様、使い勝手の悪いものになる危険性があるように思われる。

一方、「研究会」が作るべきとする「新たな会計処理のあり方を示すもの」が会計基準と会計指針のいずれであるか、必ずしも明らかでないが、「研究会」は、ボトムアップ・アプローチで作るべきとしているので、「新たな会計処理のあり方を示すもの」は、企業会計基準に依存関係をもたない独立した「会計計基準」であると推測される。したがって、「新たな会計処理のあり方を示すもの」に対するIFRSの影響の排除やルールの簡素化・平易化は、比較的容易に達成できるように思われる。

(2) 会計基準(指針)の設定主体

「懇談会」は、「新たに設ける会計指針の作成主体は、中小企業庁の研究会の動向も踏まえて、今回の報告書公表後、関係者にて検討する」(18頁)として、会計指針の設定主体に関する具体的な提言を見送った。

一方、「研究会」は、中小企業関係者等が中心となって取りまとめるべきであるが、関係官庁(中小企業庁等)が事務局となって議論の調整役等を担うこととすべきあるとした。

中小企業のための会計基準の設定も、民間主導で行うことが望ましいが、その会計基準のユーザーである中小企業に開発コストを負担してもらうこと

は、難しいように思われる。よって、会計基準の設定主体に関する「研究会」の提言は、現実的であり、受け入れざるを得ない。

(3) 会計基準(指針)と法人税法との関係

「懇談会」は、法人税法との関係につき、結論部分で「法人税法に従った処理に配慮する」と抽象的に表現すにとどめ、会計基準に関する検討の過程では「現行の確定決算主義を前提としたうえで、中小企業の実態を踏まえて法人税法の取扱いに配慮しつつ、適切な利益計算の観点から会計基準の在り方の検討を行うことが適当である」とした(14頁)。

一方、「研究会」は、主要論点の検討過程で「確定決算主義の維持」を検討課題としたが、「新たな会計処理のあり方を示すもの」を取りまとめるにあたっての基本方針の中では、「法人税法に基づくものも整理すべき会計処理に含める」との方針を示すにとどまった(30・35頁)。

したがって、「懇談会」と「研究会」のいずれにおいても、「確定決算主義の維持」に対するコンセンサスが成立していたとは言えないように思われる。

IV 3つの会社規模別個別会計基準(指針)に関する基本構想

1 我が国の制度会計における会計基準再構築の課題

会社法会計、金融商品取引法会計及び税務会計(法人税法会計)からなる我が国の制度会計における会計基準(指針)をめぐる極めて重要な基本的問題は、企業会計基準の使われ方にある。元来、金商法会計のために設定されてきた企業会計基準が、会社法上の「一般に公正妥と認められる企業会計の慣行」に該当するものと解され、さらに、法人税法上の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」にも該当するものと解されているため、IFRSへのコンバージェンスにより変質の度を強めている企業会計基準が、会社法会計及び税務会計に影響を与えている、という問題を解決することが、会社法会計及び税務会計を本来のあるべき姿に回帰させるうえで不可欠であると考えるのである。

会社法会計は、会社計算規則にごく少数の抽象的な計算規定があるだけなので、変質した企業会計基準の影響を直接受けていると言える。

税務会計は、法人税法における別段の定めにより企業会計基準の影響を遮断する仕組みを内包しているが、課税所得計算規定と企業会計基準の計算ルールとの開差の拡大が生み出した確定決算主義の維持を

ぐる問題に直面するに至っている。

以前は、利害調整目的志向の企業会計原則が、意思決定目的の会計でも使えるという予定調和的な考え方のもとに、会社法会計、証取法会計（金商法会計の前身）及び税務会計の3者に共通する計算ルールとして使われていた。しかし、今や、企業会計基準に従前の企業会計原則の地位を与えることは間違いである。企業会計基準は、IFRSへのコンバージェンスを通じて投資意思決定情報提供目的に特化しているため、換言すれば、計算の確実性や信頼性を重視する利害調整会計に適合しないものになっているため、会社法会計と税務会計の計算ルールとして相応しくないのである。

かくして、我が国においては、会社法会計と税務会計の両方で使われる会計基準の再構築が必要とされている、と言わなければならない。この会計基準の再構築は、集積した企業会計基準と法人税関係通達の中の会計ルールの選択的利用を射程に入れつつ、計算の確実性と信頼性を担保する原価・実現アプローチによって形成されている企業会計原則を現代版に再生させることで達成すべきであろう。

だが、かかる意味での会計基準の再構築は、目下のところ現実の課題になっている訳でない。以下においては、前述のような我が国の制度会計における企業会計基準の位置づけを前提にして、個別会計基準（指針）の再編のあり方につき検討してみることとする。

2 3つの規模別会社分類

金融商品取引法（金商法）会計において、上場会社の連結財務諸表（連結）の作成にIFRSが強制適用された場合の状況を想定し、確定決算主義の機能改善を図る観点から、ここでは、課税所得計算の基礎となる会社法上の計算書類（単体）の作成に適用する会計基準（単体基準）の違いに対応する規模別会社分類、すなわち、大会社・中会社・小会社の3分類についての試論を提起してみる。なお、以下に取り上げる大会社は、会社法上の大会社（資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の株式会社）そのものではない。

(1) 大会社の範囲

ここに大会社とは、次の①と②の双方に該当する会社又は①と②のいずれかに該当する会社をいう。

- ① 金商法適用会社（上場会社及び店頭売買登録会社等）及びその子会社・関連会社
- ② 会計監査人設置会社（会社法大会社及び会計監査人任意設置の会社法大会社以外の会社）及

びその子会社

これらの会社は、金商法監査と会社法監査の双方を、あるいは両監査のいずれかを受ける点で共通している。また、これらの会社は、「中小企業の会計に関する指針」（中小指針）の適用対象から除外されている会社でもある。

なお、ジャスダック、マザーズ等の新興市場に上場している会社の中には、上場基準が緩和されていることもあって、資本金5億円未満の会社が少なからず含まれている（日経『会社総覧・上場会社版』参照）。

(2) 中会社の範囲

ここに中会社とは、上記(1)の大会社及び下記(2)の小会社に含まれない会社をいう。概括的には、中小会計指針の適用対象会社のうち、比較的規模の大きい会社である。

(3) 小会社の範囲

小会社については、資本金・資本準備金の合計額（又は資産総額）、売上高及び被備者数の3基準値のうち、2つ以上の基準値を下回る会社という形で定義することにしたい。これらの基準値を具体的に決定するに当たっては、我が国の中小企業基本法2条4号における小規模企業者の定義（常備従業員数20人）と小規模企業の実態に関する各種の調査結果を踏まえて決定することが望ましい。

ちなみに、国税庁の「会社標本調査（平成20年度分）～税務統計から見た法人企業の実態」によると、資本金1,000万円未満の法人数は約150万で、全法人数約260万の58%を占めている（49頁参照）。

3 会社規模別対応の3個別会計基準（指針）

ここに提起する大会社会計基準は、法定監査において従わなければならない基準となるものであるから、その適用について強制的性格を持つこととなる。一方、中小会計指針と小会社会計基準は、法定監査と無関係であるため、現行中小会計指針と同様、適用することが推奨されるものとなる。

(1) 大会社会計基準

イ 上場会社を含む大会社の個別財務諸表に対する日本基準の適用

IFRSが上場会社の連結財務諸表（連結）に強制適用された場合の個別財務諸表（単体）に対するIFRSの適用について、「中間報告」は、「積極論」と「慎重論」を提示するに止め、その強制適用の是非を判断する際に、幅広い見地から検討することとした（16頁）。したがって、上場会社の単体基準がIFRSになると決まっているわけでない。ここでは、以下の理

由により、「連単分離」の考え方を採用して、単体基準を日本基準にすることを提案する。

- ① 上場会社に関しては、金商法会計の単体基準をIFRSにすると、IFRSは、会社法会計の単体基準としても働き、分配可能額計算と課税所得計算に影響を与えるものとなるが、一民間団体(IASB)が決めた国際ルールによって、私人間の利害調整に係わる国内制度が左右されることは、金融庁の承認という関門を設けるとしても、基本的に好ましくない。
- ② 「連単分離」には、上場会社の連結についてIFRSを採用しているEUにおいて、ドイツやフランスなどが単体への自国基準の適用を求めている、という前例がある。
- ③ 上場会社の単体にIFRSを適用すると、日本基準の適用が前提とされている非上場大会社と上場会社との間に、会社法及び税法の適用をめぐる不平等な扱いが生じる得る。
- ④ 公正価値会計重視という特徴を持ったIFRSは、未実現の評価益の計上をもたらすものであり、処分可能性を具備すべき分配可能額や課税所得の計算に適合しない。
- ⑤ 金商法会計の情報提供目的は、IFRS適用の連結によって達成すればよいのであって、IFRS適用の単体を開示する必要性は乏しい。将来的には、金商法会計を連結情報提供目的(連結子会社を有しない会社にあつては単体情報提供目的)に、会社法会計を単体情報提供目的に特化させるべきである。
- ⑥ 「連単分離」によると、上場会社においては、IFRS適用の連結及びその基礎となるIFRS適用の単体(又は合計試算表)に加えて、日本基準適用の単体を作成しなければならないが、この作業を遂行するEDI(コンピュータ・ネットワークにおける自動的な電子データ交換)活用の会計システムがすでに開発されている⁽¹²⁾。

ロ 単体基準のIFRSへの収斂の終焉

金商法会計において、上場会社の連結にIFRSが強制適用された場合には、その作成の基礎となる単体にもIFRSが適用されるので、日本基準は、専ら会社法会計の単体基準としての役割を担うことになると思われる。会社法上の(ほとんど機能していない)連結計算書類制度が残るとしても、現行の任意適用制度での扱いと同様、IFRS準拠の連結を流用すればよい。

かくして、日本基準は、会社法会計の単体基準に相応しく、分配可能額計算目的と課税所得計算目的

に適合したものにすべきであり、IFRSへの収斂も、これらの目的に適合する範囲で行えばよいこととなる。さらに、過去に実施した国際的収斂についても、これらの目的に照らして見直すことが必要になる。日本基準のIFRSへの収斂は、実質的には終焉を迎えるのである。

(2) 中会社会計指針

中小企業が計算書類を作成するにあたって準拠することが推奨される「中小企業の会計に関する指針」(中小指針)は、減損会計基準の適用に見られるように、技術的困難性を勘案した手加減を織り込んだことや、資産除去債務会計基準につき「今後の検討事項」として規定に盛り込まなかったことなどで、中小企業の会計実務に対するIFRSの影響を緩和ないし遮断する役割を部分的に果たしてきたが、基本的に企業会計基準をベースにしたことによって、相当にレベルの高い複雑なものになっている。このため、中小指針はほとんど利用されていないと言われている。

『『中小企業の会計』の統合に向けた検討委員会』委員長として本指針の取りまとめに当たられた安藤英義教授も、本指針は「かなり詳細であり、中小会社のうちでもある程度以上の規模の会社向きである(文字通りの小会社ではとても使い切れない)、との声をよく聞く」としたうえで、「会社法会計において、中会社と小会社を分け」、「現在の中小企業会計指針は、たとえば、中会社向けの会計指針として位置づけられるかもしれない。その場合、小会社向けにはより簡便な会計指針を策定する、ということが考えられよう。」と述べておられる⁽¹³⁾。この中小企業会計指針の中会社向け・小会社向け分割案については、小会社向けも「指針」にすることを別にすれば、大いに賛成である。

なお、中会社会計指針を構築するに当たっては、次の方針を採用することが望まれる。

- ① 中会社会計指針のベースとなる企業会計基準委員会の会計基準が分配可能額計算目的と課税所得計算目的に適合したものになるまでは、中規模会社の実態に適合しない会計基準(たとえば、税効果会計基準)について、これまで以上に適用を除外又は限定する。
- ② 現行中小指針では、「関連事項」として、各項目に関連する会計法規・基準等の名称・条項番号が掲記されているが、そのうち一般性のあるものについては、ワンストップの精神で本文にその内容(たとえば、棚卸資産の貸借対照表価額算定方法の説明)を書き込むことにする。

(3) 小会社会計基準

現行の中小指針から分離独立させる小会社会計基準は、企業会計基準委員会の企業会計基準をベースとするものでなく、完結性を持った「基準」にすることとし、その構築にあたっては、次の方針を採用することが望まれる。

- ① 小会社の実態に相応しく適用の簡便性を第一とし、現金主義も大胆に採り入れて、基礎的な簿記知識を有する者であれば、利用することのできる使い勝手のよいものとする。
- ② 通常、小会社の計算書類が専ら課税所得計算目的で作成されている現実に鑑み、徹底的に税務会計ルールと調和した内容の基準とする。
- ③ ワンストップの精神を強め、特殊なケースを除いて適用可能なワンセットの会計基準として編成する。
- ④ 小会社と経済的実態において共通性を有する個人企業との衡平を図る観点から、青色申告のための記帳制度を適宜採り入れる。

おわりに

戦後日本の制度会計の形成と発展に多大な役割を發揮してきた「企業会計原則」は、主として上場会社のために開発された一組の会計基準の体系である。近年続々と設定されてきた企業会計基準も、基本的にはわずか3,900社程の上場会社に適用することを想定して作られたものである。

2005年には、「中小企業の会計に関する指針」が公表され、初めて中小企業のための体系的な会計ルールが導入されるに至った。しかし、この中小指針は、前述のように中小企業にとって使い勝手が悪く、ほとんど利用されない状態に置かれている。260万社からなる中小企業には、依然として企業社会における不可欠のインフラであるはずの会計基準が実質的に与えられていないのである。

ところが、前述のように、会計基準の国際的コンバージェンスが進展するなか、大きく変質するに至った企業会計基準の非上場会社、なかんずく中小企業の会計に対する影響を回避または最小限に止めるべきであるとする意見が台頭し、今年から、現行の機能していない中小指針を抜本的に見直し、さらには真に機能する新たな中小企業のための会計基準(指針)を策定するための公的な活動が始まった。

法人企業の約99.6%を占める中小企業の会計基準のあり方は、企業会計と税務会計の連結環をなす法人税法上の確定決算主義の存廃に密接に関わっている。確定決算主義のあるべき税務会計にとって不

可欠と考え、その維持・存続を主張する立場から、新たな中小企業のための会計基準(指針)に関する策定論議を引き続き見守っていくこととする。

注

- (1) 企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」2009年6月30日、2頁
- (2) 黒澤利武(前金融庁総務企画局参事官)「EUの同等性評価と今後の展望」『季刊 会計基準』vol.22, 2008年9月, 63頁
- (3) 経済産業省企業行動課「SEC委員会声明・ワークプランの公表について」2010年3月12日, 2頁
- (4) 「経財ニュース 金融庁・三井課長, IFRSはカーブアウトせず」『週刊 経営財務』NO.2929, 2009年8月3日, 12頁
- (5) 「日電波, 国際会計基準に」『日本経済新聞』2010年5月1日
- (6) 実定法上の「確定決算基準の原則」及びあるべき税務会計に関する当為的原則としての「確定決算基準性の原則」については、富岡幸雄『税務会計学原理』中央大学出版部, 2003年, 1239~1248頁, 参照
- (7) 日本税理士会連合会・税制委員会「平成19年度諮問に対する答申 企業会計と法人税制のあり方について」(平成20年3月17日) 5頁
- (8) 日本税理士会連合会・税制審議会「同上答申」4頁
- (9) 日本経済団体連合会「会計基準の国際的な統一へのわが国の対応」2008年10月14日
- (10) 斎藤真哉「IFRS導入の確定決算主義への影響」『税経通信』65巻1号, 2010年1月, 72・73頁
- (11) 中田信正「グローバル化と財務会計・税務会計の課題」野村健太郎他編『環境激変と経営・会計・情報』(第1編第3章)税務経理協会, 2009年8月, 60頁
- (12) 金子智朗「システム対応, 担当者への周知など具体的にやるべきこと」『税経通信』64巻11号, 2009年8月臨時増刊, 202~205頁
- (13) 安藤英義「IFRS導入と会計制度の展望」『企業会計』61巻5号, 2009年5月, 24頁

(はたやま とし 税務会計論)